

## 公的年金等の収入が400万円以下の場合の『確定申告不要制度』により、平成23年分の確定申告をされなかった方へ

### ～市・県民税の申告が必要な場合があります～

平成23年度税制改正により、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の『確定申告』をする必要がなくなりました。

この制度により平成23年分の確定申告をされなかった方のうち、市・県民税が課税になる方で、さらに生命保険料控除や地震保険料控除、医療費控除などの追加の控除がある方は、『市・県民税申告』をする必要があります。


市内各所での特設の市・県民税の申告受付は3月2日（金）で終了いたしますが、該当される方は3月5日（月）から15日（木）までに、**市役所税務課**にて市・県民税の申告をしていただきますようお願いいたします。

※ 医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告をされた方は、市・県民税の申告は不要です。

※ 年金から国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料がすべて天引きされていて、生命保険料控除などの他の控除がない方は、市・県民税の申告は不要です。

桶川市総務部税務課市民税グループ

☎786-3211(代)

◆申告の要否については、裏面にて確認できます。 

◆ 市・県民税、確定申告の申告要否の確認表 ◆

